

豊中市木造住宅耐震改修工事施工者の登録制度について

木造住宅耐震改修の補助金の交付を受けようとする者が、安心して耐震改修工事を依頼できるように耐震改修工事施工者の登録を行う制度です。

(登録された耐震改修工事施工者は、「登録施工者」と呼ばれます。)

【登録施工者の資格】

耐震改修工事施工者の登録にあたっては以下の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ・豊中市内に事業所、支店又は営業所を開設している者
- ・法人にあつては法人住民税及び法人事業税を滞納していない者、個人にあつては個人住民税及び個人事業税を滞納していない者
- ・建設業法第3条第1項に基づく国土交通大臣若しくは大阪府知事の許可を受けた者
- ・豊中建設業協会等に所属している者又はその他市長が適当と認める者

【登録施工者の登録方法】

登録を行おうとする耐震改修工事施工者は、施工者登録申込書に下記書類を添付し提出して下さい。

申込書提出後、審査のうえ登録決定します。

- ・誓約書
- ・事業所、支店又は営業所の設置場所を確認できる書類
- ・納税証明書
- ・建設業法第3条第1項の許可に係る建設業許可証の写し
- ・建設業法第2条第3項に規定する建設業者に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会の受講修了者名簿に登録されている者又は財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法講習会の受講修了者であることが確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

【登録施工者名簿の公開】

登録施工者は登録施工者名簿に記載し、ホームページ等で市民に公開します。